## 誰のために 何のために



(日米地位協定の不思議)

(10月のごあいさつ) 2019年10月1日(火)

2016 年 12 月に名護市安部沿岸に米海兵隊の MV22 オスプレイが墜落、大破した。墜落機の機体は米軍が回収し、中城海保が複数回にわたり、事故の調査と機長を含む乗組員への聴取を米軍に要請したが米軍は応じなかった。

結局、航空危険行為処罰法違反の疑いで、被疑者不詳のままで書類送検された。しかし、米軍は加害者を特定し、事故の原因を把握している筈であり、その捜査と事実確認の格差について、「墜落地が住宅地だったらということもあり、国内法も適用できるよう日米地位協定を改定すべきだ」といった真剣な議論が起きている中、本事件は今年の12月に時効となる。(2019.9.25 地元紙)

基地の外において、米兵や軍属が犯罪行為等を起こした場合、公務中の事故の捜査については、米軍に優先的な裁判権・捜査権限があるため墜落や公務車両の事故などについて、警察や検察庁の事故現場への立入り制限など、日本の司法の手を離れる。1960年以来、様々な事件、事故、環境問題について基地の排他的管理権や国内法の免除特権など、日米地位協定は、規定と実際の運用に、大きな不平等性があり、治外法権といった観がある。

日米地位協定の**抜本的な見直しを実現するためには、国民全体の問題**として 受け止め、問題に関する理解や議論を**全国的なものとする必要**を感じる。

2017 年度に沖縄県が行った**他国(ドイツ、イタリア)現地調査**によれば、日本には見られない改訂や新たな協定の実現が行われている。

ドイツでは、1993 年までに、NATO 同盟軍の権利が、ドイツ連邦軍の国内における地位を超えるものではないとし、(1)国内法の同盟軍の適用強化、(2)ドイツ主権の強化が実現している。

イタリアでは、(1)米軍への国内法適用、(2)米軍基地はイタリア軍司令官の下に置かれることの明記、(3)米軍機の飛行の大幅規制が行われている。

両国ともに、**米軍機の事故をきっかけ**にした**国民世論の高まりを背景**に交渉 に臨み、改訂や新たな協定の締結を実現している。

米軍施設が集中している沖縄としては、事件や事故が単に沖縄地方の問題と して扱われて終わるのではなく、**国民的、国際的なレベルで議論されること**が 期待される。

今回、与世田兼稔弁護士が、**法廷ミステリー「疑惑の事故」**を出版されることになった。米国軍医の**事故を装った女性殺人事件**は読むほどに興味が引かれ、目を離すことができなくなる。彼にとっては、2015 年に出版された「三人の殺意が交錯するとき」に続く**法廷ミステリー第2**弾である。また、沖縄にとっては、必須の日米地位協定の入門書でもある。